

教義第 519 号
平成27年6月24日

各市町村教育委員会教育長
各教科用図書採択地区協議会会長
北海道教育大学総務部附属学校室長
各国立高等専門学校長様
各私立学校長
各教科書センター（分館を含む）館長
各教育局長
各道立学校長

北海道教育庁学校教育局義務教育課長

教科書採択に向けての留意事項について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局教科書課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、本事務連絡の趣旨に基づき、教科書採択の適正な手続きの確保に努めてくださいますよう、お願いいたします。

担当：義務教育課義務教育グループ 福井
TEL：011-231-4111 内線35-780
FAX：011-232-1072
E-mail：fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp

事 務 連 絡
平成27年6月19日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

教科書採択に向けての留意事項について

教科書採択については、法令の規定に則り、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により適切に行われることが必要です。

また、教科書採択に当たっては、採択に資するよう十分な調査研究を経ることが重要ですが、その調査研究の結果等に拘束力があるかのような取扱いをしたり、その調査研究ないしはそれらを踏まえた採択権者による教科書採択が、外部からの働きかけや宣伝・広報活動等により左右されたりするようなことはあってはならず、静ひつな環境の下で公正に行われることが必要です。

今月以降、採択権者である市町村教育委員会等における教科書採択が本格化することとなりますが、その際、「平成28年度使用教科書の採択について」（平成27年4月7日付け27文科初第91号）、「平成28年度使用教科書の採択事務処理について」（平成27年4月7日付け27初教科第2号）及び「平成28年度使用教科書の採択の公正確保について」（平成27年6月5日付け27初教科第22号）等に改めて御留意いただき、教科書採択の適正な手続の確保に努めていただくようお願いします。

また、本日から14日間、教科書の発行に関する臨時措置法に基づく教科書展示会を実施することとされておりますが、教科書展示会の開催に当たっても、上記の趣旨を十分に踏まえ、御対応いただきますよう併せてお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576